

地域密着型認知症対応型共同生活介護
(地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護)

重 要 事 項 説 明 書

当施設は介護保険事業所の指定を受けています。
(富山市指定 第 1690101652 号)

当施設は利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要支援2」以上と認定された方が対象となります。

社会福祉法人 おおさわの福祉会
地域密着型認知症対応型共同生活介護
グループホームささづ苑つばさ

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては要支援2）と認定された利用者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護サービス（指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス）を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1) 施設の名称

(1) 設置者の名称	社会福祉法人 おおさわの福祉会
(2) 施設の種類と番号	地域密着型認知症対応型共同生活介護 令和6年4月1日 富山市指定 第1690101652号
(3) 施設の所在地	〒939-2224 富山市春日368番地の1
(4) 管理者の氏名	古川 彰子
(5) 電話番号	TEL：076-468-7337 FAX：076-467-5272
(6) 開設年月日	令和6年4月1日

(2) 施設の従業者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員	国が定める基準
管 理 者	業務の一元的な管理	1名	1名
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1名	1名
計画作成担当者	施設サービス計画の作成	3名	3名
介 護 職 員	日常生活全般の介護業務	22名	利用者3人に対して1人
看 護 職 員	心身の健康管理、機能チェック及び指導、保健衛生管理	1名	

※ 当施設では、法令で定められた配置基準を満たしています

(3) 職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制			
(1) 介 護 職 員	早出(常勤)	(1 名)	6 : 00	～ 15 : 00
		(2 名)	7 : 00	～ 16 : 00
	日中(常勤)	(3 名)	8 : 40	～ 17 : 40
	遅出(常勤)	(3 名)	10 : 00	～ 19 : 00
	夜勤(常勤)	(2 名)	16 : 00	～ 9 : 00
(2) 計画作成担当者 介護支援専門員	(常勤兼務)	(1 名)	平日	8 : 40 ～ 17 : 40
	(常勤兼務)	(1 名)	平日	8 : 40 ～ 17 : 40
(3) 看 護 職 員	(非常勤)	(1 名)	平日	8 : 30 ～ 17 : 30

(4) 設備の概要

施設の種類	室	備 考
居室(1人部屋)	27	居室は、いずれかのユニットに属し、各居室には、ベッド・クローゼットを備えています。
共 同 生 活 室	3	1ユニットに1つの共同生活室を有し、入居者の食事、談話及び交流などをする日常生活の場として十分な広さを備え、テーブル・椅子、台所、簡易な調理機器・冷蔵庫・食器類などの備品類を備えています。
脱衣室・浴室	3	ユニットごとに脱衣室・浴室を備え、入居者が一人ずつ使用しやすいように備えています。
便所・洗面所	9	ユニット単位で便所は2箇所設置、洗面設備も便所ごとに1箇所、共同生活室に2箇所、脱衣室に1箇所設置している。

3. サービスの内容

主なサービス	サービスの内容
①食 事	食事の提供は、入居者の栄養状態、身体の状態・嗜好等を考慮し、その意向を尊重して適切な時間に行います。 入居者の自立的活動に留意し、食事の調理・盛付・配膳・下膳等を職員と一緒にいき、食事時間にも余裕ある幅を持たせた柔軟な対応を行います。
②介護サービス	入居者は、ユニット入居者と相互に自律的な日常生活と社会的関係を築けるように配慮し、心身の状態に応じた適切な方法による介護サービスの支援及び身体的、精神的に家事の役割を持って自立的生活を行うように適切な支援を行います。
③入 浴	入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう週2回以上の個浴方式による入浴を提供します。
④機 能 訓 練	入居者の心身の状態等に応じて日常生活を営む上で必要な機能の改善及び減退防止のために適切な訓練及び外出活動の支援を行います。
⑤リ ク リ エー シ ョ ン	季節ごとの適切なリクリエーション及び個性的、自立的参加の機会を企画立案し、ご家族との連携を密にして積極的な参加を促進するような活動を行います。

4. 利用料金

認知症対応型共同生活介護サービスの利用料金は、①施設介護サービス費(基本料＋加算料金)、②食費、③居住費、④日常生活費及び特別なサービス費等から構成されています。

これらの利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の介護報酬告示額によって算定され、施設サービス利用料金は、法定代理受領サービス方式のときの利用者の料金負担額は、①介護サービス費は介護報酬額の一定割合の負担、②食費③居住費④日常生活費及び特別なサービス費は実費相当額の負担と定められ、下記に掲載のとおりとなっています。

☆介護報酬告示額による個人負担額

① 施設介護サービス費		1日の利用者負担額(単位)		
(1) 基本料金	介護区分	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
個室部屋	要支援2	749	1,498	2,247
	要介護1	753	1,506	2,259
	要介護2	788	1,576	2,364
	要介護3	812	1,624	2,436
	要介護4	828	1,656	2,484
	要介護5	845	1,690	2,535

(2)加算料金	加算条件等	利用者負担額(単位)		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
初期加算	入居後 30 日間	30／日	60／日	90／日
入院時費用	入院後 3 か月に退院することが明らかに見込まれる場合（月 6 日まで）	246／日	492／日	738／日
看取り介護加算	(死亡日以前 45～31 日)	72／日	144／日	216／日
	(死亡日以前 4～30 日)	144／日	288／日	432／日
	(死亡日の前・前々日)	680／日	1360／日	2,040／日
	(死亡日)	1,280／日	2,560／日	3,840／日
協力医療機関連携加算	相談・診療体制を常時確保、緊急時入院を受け入れる体制を確保している医療機関がある	40／月	80／月	120／月
医療連携体制加算（Ⅰ）イ	看護師を常勤換算で 1 名以上配置。看護師、又は病院・診療所・訪看と連携し 24 時間連絡できる体制を確保していること。重度化に対する指針がありご家族に説明、同意を得ている。	57／日	114／日	171／日
医療連携体制加算（Ⅰ）ロ	看護職員を常勤換算で 1 名以上配置。看護師、又は病院・診療所・訪看と連携し 24 時間連絡できる体制を確保していること。重度化に対する指針がありご家族に説明、同意を得ている。	47／日	94／日	141／日
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	職員又は病院・診療所・訪看との連携により、看護師を 1 名以上確保。看護師により 24 時間連絡できる体制を確保していること。重度化に対する指針がありご家族に説明、同意を得ている。	37／日	74／日	111／日
医療連携体制加算（Ⅱ）	医療連携加算（Ⅰ）のいずれかを算定していること	5／日	10／日	15／日

退居時情報提供加算	入居者が退居し医療機関に入院する場合の情報提供に係る加算	250／回	500／回	750／回
退居時相談援助加算	入居者が退居し、居宅サービスを利用するとき、相談援助を行い、退居後 2 週間以内に市町村に情報提供した場合	400／回	800／回	1,200／回
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症生活自立度Ⅲ以上が全体の 50%以上。 認知症実践研修修了者を配置し、専門的なチームケアを実践していること。 認知症ケアに関する会議を定期的の実施していること。	3／日	6／日	9／日
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	認知症自立度Ⅱ以上の者が 50%以上 認知症介護に係る専門的な研修等修了者 1 名以上配置し、複数の介護職員からなるチームを組むカンファレンスを開催し、計画作成、評価、見直し等を行う。	150／月	300／月	450／月
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	上記を満たし、認知症行動・心理症状に対応するチームを組むなど	120／月	240／月	360／月
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	医師 PT,OT,ST の助言に基づき介護計画を作成・実施	100／月	200／月	300／月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	医師 PT,OT,ST が GH に訪問し介護計画を作成・実施	200／月	400／月	600／月
栄養管理体制加算	管理栄養士が従業者に対し栄養ケアの技術助言・指導	30／月	60／月	90／月
口腔衛生管理体制加算	歯科医師、歯科衛生士が従業者に対し口腔ケアの技術助言・指導を月 1 回以上	30／月	60／月	90／月
口腔・栄養スクリーニング加算	歯科医師、歯科衛生士が従業者に対し口腔ケアの	20／回	40／月	60／月

	技術助言・指導を月 1 回以上			
科学的介護推進体制加算	入居者の心身状況等の情報を厚生労働省に提出	40／月	80／月	120／月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	新興感染症発生時の対応を行う体制確保等	10／月	20／月	30／月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染制御に係る実施指導を 3 年に 1 回受ける	5／月	10／月	15／月
新興感染症等施設療養費（月 1 回、連続 5 日まで）	該当感染症に感染した入居者に対し、適切な対策実施	240／日	480／日	720／日
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	見守り機器等のテクノロジー複数導入、介護助手の活用等の取り組み実施等年に 1 回業務改善の取り組み効果データ提出	100／月	200／月	300／月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	見守り機器等のテクノロジー 1 つ以上導入年に 1 回業務改善の取り組み効果データ提出	10／月	20／月	30／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士の割合が 70% 以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 25% 以上	22／日	44／日	66／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動等が認められ、緊急の入居が適当と医師が判断した者（7 日まで）	200／日	400／日	600／日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方を受け入れた場合	120／日	240／日	360／日
3 ユニットで夜勤職員の員数を 2 名以上とする場合		-50／日	-100／日	-150／日
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	介護に携わる職員の処遇改善の実施	月間介護サービス費の 22.8%		
※加算料金の算定費目は当施設が対応している加算料金サービス費のみに限定して掲載しています。				
※富山市は地域区分が「7 級地」であるため、上記単位数に 10.14 円を乗じた金額となります。また、利用者負担額（単位）は保険者の発行する「介護保険負担割合証」をご確認下さい。				
② 食費			1 日の利用者負担額（円）	
			1,980 円	

③ 居住費			1日の利用者負担額 (円)
			2,300 円
④ 日常生活費及び特別なサービス費			
特別な食事代	入居者希望による特別な食事の提供	1 回	実費相当額
おやつ代	入居者希望の 1 日 2 回の「おやつ」費	1 日	120 円
家電持込電気料	持込電化製品の電気料	1 日	100 円
居室利用料	外泊・入院中の居室利用料 ※当初の 6 日間は、入院時費用。(246/日) 7 日目以降は、本人の希望により居室を確保する場合は右記の居住費。	1 日	2,300 円
口座引き落とし手数料	利用料の引き落とし手数料	1 回	110 円
郵送料	書類等の送付	1 回	110 円

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には、施設の従業者にご一報下さい。
- ② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際は、必ず従業者に声をかけて下さい。
- ③ 施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ④ 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、一切お受けできません。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年 2 回入居者及び従業者等との共同訓練を行いますのでご協力下さい。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかにご家族、主治医及び協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	古川 彰子
-------------	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 苦情解決体制を整備しています。
④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催すると共にその結果について従業者に周知徹底しています。
② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続計画の策定について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13. 入居者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

14. 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入居者及びそのご家族へ十分な説明を行い同意を得ることとします。その態様や時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録し報告します。

15. 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談	相談・苦情受付担当者	古川 彰子
ご相談窓口	苦情解決責任者	拠点長：吉野 英樹
ご利用時間	月～金曜日	9:00～17:00
ご利用方法	電話番号	076-467-5151（受付担当者・解決責任者）

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

富山市役所介護保険課	住所：富山市新桜町 7 番 38 号 電話：076-443-2041 受付：月～金曜日（8:30～17:15）土日・祝日を除く
富山市大沢野行政サービスセンター	住所：富山市高内 333 番地 電話：076-468-1111 受付：月～金曜日（8:30～17:15）土日・祝日を除く
富山県国民健康保険団体連合会	住所：富山市下野字豆田 995 番地 3 電話：076-431-9833 受付：月～金曜日（9:00～17:00）土日・祝日を除く
富山県福祉サービス運営適正化委員会 （富山県社会福祉協議会内）	住所：富山市安住町 5 番 21 号 電話：076-432-3280 受付：月～金曜日（9:00～16:00）土日・祝日を除く

※ 苦情処理第三者委員は、公平中立な立場で苦情の相談に応じていただけます。

西野 満男	住所：富山市高内 140 番地	電話：076-467-2925
牧野 啓行	住所：富山市下大久保 1878 番地 4	電話：076-468-0547

16. 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所等の協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

☐ 協力医療機関

☆大沢野クリニック	住所：富山市上二杉 429-2
-----------	-----------------

☐ 協力歯科医療機関

☆山田歯科医院	住所：富山市高内 233-1
---------	----------------

□緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、届出いただいた連絡先に連絡いたします。

17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入居者に故意又は過失が認められた場合には、ご入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービスの開始に当たり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

【施設】

所 在 地 富山市春日368番地の1
施 設 名 社会福祉法人 おおさわの福祉会
地域密着型認知症対応共同生活介護
グループホームささづ苑つばさ
(富山市指定 第1690101652号)
管理者 古川 彰子

説明者の職名氏名

職 名

氏 名

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、施設から認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

【入居者】

住 所

氏 名

【入居者代理人（選任した場合）】

住 所

氏 名
(続柄)